

第三十條を左の如く改立

- 第一項 年度大會ハ定期總會（）は毎年五月一日組合創立紀念日（）に之を開く
- 第二項 年度大會ハ定期總會（）は組合員總数の五十分（）以上、臨時大會ハ臨時總會（）は其の百分の一以上より出席者ある事によつて成立す。委任表決者は出席者と見做す。但し實際の出席者百五十名（）以上ある事を要す
- 第三項 年度大會ハ定期總會（）は少くとも會期五ヶ月（）六ヶ月（）前に、臨時大會ハ臨時總會（）は少くとも會期一ヶ月前（）に其期日及議題を組合員開設により組合員に通知せしめる事を要す（）書面にて通知するか又は新聞紙を以て公言する事

開く

- 第五項を左の如く改立
- 第六項は年度大會ハ定期總會（）又は臨時大會ハ臨時總會（）の承認又は決議を要す（）第1号より第5号迄規約書面に依る
- 第五項を左の如く改立

但し合同、聯盟又は同盟に關しては緊急を要する場合に限り評議會の決

- 議（）之を實行し次回の大會ハ總會（）於て事後承諾を取る事を得（）（第5号の次に第六号として左の事項を加ふ）
- 第六号 行の外重要且つ緊急なる時事問題に關する事項

第三十一條を左の如く改立

- 第一項 臨時大會ハ臨時總會（）は決議（）傳達（）依りて以下規約と同じ（）
- 第二項 治外幹事六十名（）五十名（）以上の請求ありたるときは評議會の同意を得て臨時大會ハ臨時總會（）を召集する事を得

第三十二條を左の如く改立

- 六十名（）四十名（）以上の評議會に於て評議會開催の要求あつて此時（）以下規約と同じ
- 第四項 評議會は六十名（）四十名（）以上の出席者及委任表決者に依つて成立す。委任表決者は出席者と見做す。但し實際の出席者三十名（）二十名（）以上